



○燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素濃度等の測定結果(規則第12条の7の2第1号ロ)

【平成 23 年度状況】(公表期日:測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

公表項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼ガス温度(°C) (燃焼室中)	測定位置 (位置図参照)	測定結果日	連続測定	連続測定	連続測定								
	測定結果		平均 850	平均 860	平均 855								
燃焼ガス温度(°C) (集じん器前)	測定位置 (位置図参照)	測定結果日	連続測定	連続測定	連続測定								
	測定結果		平均 180	平均 185	平均 182								
一酸化炭素濃度(ppm) (排ガス)	測定位置 (位置図参照)	測定結果日	連続測定	連続測定	連続測定								
	測定結果		平均 2.5	平均 1.9	平均 2.0								

備考

1. 連続データは、事業所にて閲覧可能。

○冷却設備等からばいじんを除去した年月日(規則第12条の7の2第1号ハ)

【平成 23 年度状況】(公表期日:除去実施日の属する月の翌月の末日)

	冷却設備	排ガス処理設備
4月	4月2日 4月12日 4月22日	連続除去
5月	5月1日 5月15日 5月25日	連続除去
6月	6月4日 6月14日 6月24日	連続除去
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

○排ガスの検査記録(規則第12条の7の2第1号ニ)

【平成 23 年度状況】(公表期日:測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

測定項目	公表項目(排ガスを採取した位置、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果)					基準値	
	位置図参照	位置図参照					
	H23.5.15	H23.5.15					
	H23.5.25	H23.6.10					
硫黄酸化物	0.19未満	—				別記K値一覧	
ばいじん	0.017	—				焼却能力4,000kg/時以上	0.04(0.08)g/Nm <sup>3</sup>
						焼却能力2,000kg/時以上、4,000kg/時未満	0.08(0.15)g/Nm <sup>3</sup>
						焼却能力2,000kg/時未満	0.15(0.25)g/Nm <sup>3</sup>
塩化水素	56未満	—				700mg/Nm <sup>3</sup>	
窒素酸化物	55	—				浮遊回転燃焼方式(連続炉)	450ppm
						特殊廃棄物焼却炉(排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> /時未満の連続炉)	700ppm
						上記以外(非連続炉は排出ガス量40,000Nm <sup>3</sup> /時以上のみ対象)	250ppm
ダイオキシン類	—	0.004				焼却能力4,000kg/時以上	0.1(1)ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
						焼却能力2,000kg/時以上、4,000kg/時未満	1(5)ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
						焼却能力2,000kg/時未満	5(10)ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
( )							

備考

- 平成10年7月までに設置された施設に関するばいじんの規制基準値は、( )内の値を適用する。
- 窒素酸化物の規制における特殊廃棄物焼却炉とは、ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。
- 平成9年11月までに設置等がなされていた既存施設に関するダイオキシン類の規制基準値は、( )内の値を適用する。なお、同年12月以降に燃焼室を変更した施設については、この限りでない。
- ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物の値は、残存酸素濃度12%換算値とする。

【参考】硫黄酸化物の排出基準値(K値)

地区名	排出基準	行政指導値
高崎市(八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町)	6.0	—
安中市(中宿、安中、安中一丁目～五丁目まで、中宿一丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻一丁目及び二丁目)		
高崎市(上記を除く地区)	9.0	8.0
渋川市	13.0	
その他の区域	17.5	